

# 地方創生人材支援制度

〔内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局  
内閣府 地方創生推進室〕

地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を、市町村長の補佐役として派遣する。

	派遣先市町村	派遣人材	
		国家公務員	大学研究者、民間人材
対象	以下の市町村を対象として募集する。 ア 市町村長が地方創生に関し、明確な考えを持ち、派遣される人材を地域の変革に活用する意欲を持っていること イ 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、実施する市町村であること ウ 原則人口5万人以下	以下に該当する者を公募する。 ア 地方創生の取組に強い意欲を持っていること イ 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定・実行のために十分な能力を有すること	
派遣規模※	170市町村規模	①副市町村長、幹部職員（常勤一般職）【30名程度】	①副市町村長、幹部職員（常勤一般職）【35名程度】 ②顧問、参与等（非常勤特別職）【105名程度】
役割	市町村長の補佐役として、地方創生に関し、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に記載された施策の推進を中核的に担う。		
派遣期間	① 副市町村長、幹部職員（常勤職）…原則2年間 ② 顧問、参与等（非常勤特別職）…原則1～2年間		
バックアップ体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>派遣前に、地方創生担当大臣による訓示のほか、有識者による講話、地方創生に関する取組についての講義等の研修を実施</li> <li>派遣期間中には、派遣者同士の情報交換の場や、地方創生担当政務との意見交換の場として、年に4回程度、派遣者が一堂に集う情報交換会・報告会を開催</li> </ul>		

※大学及び民間企業等に対して実施した「人材の派遣意向等調査」の回答結果等を踏まえ、現時点で、派遣可能と考えられる数。最終的な派遣規模は、派遣先市町村と派遣人材のマッチング等を経て、決まることとなる。

# 平成28年度の現時点でのスケジュール(イメージ)

		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
地方創生 推進室		(8月28日) 企業等向け説明会		(10月23日) 派遣概要の公表			マッピング (派遣市町村・派遣人材 の審査・調整)		(3月下旬) 派遣市町村・ 派遣人材の公表	
	市町村			派遣希望の提出 (10月23日～12月11日)		(12月中旬) 派遣希望市町村 の公表				派遣
派遣人材	国家 公務員						各省・各大学・各社を通じ た人材募集 (12月中旬～1月)			
	大学 研究者	派遣意向調査 (8月7日～9月30日)							(3月下旬) 事前研修	
	民間 人材									